

具体的に証明し、政策志向的な議論を展開することもそれほど容易ではない。日米韓三国の北朝鮮政策が北朝鮮の「改革・開放」にどのような影響を及ぼすかという問題を含めて、今後に残された研究課題というべきだろう。

申君が提出した学位請求論文は以上のような欠点や課題を抱えているが、すでに指摘したような大きな業績からみて、そのことは決して本論文の価値を大きく減ずるものではない。我々審査員一同は申志鎬君に法学博士（慶應義塾大学）を授与することが適当であると判断する。

平成一二年二月二五日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	小此木政夫
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	国分 良成
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員哲学博士	添谷 芳秀

佐藤公俊君学位請求論文審査報告

佐藤公俊君が提出した博士学位請求論文は「連邦制の政治理論」（以下本論文）である。以下は本論文の審査報告である。

一 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序 論

第一章 国家論の一考察―公共選択論からのアプローチ―

第一節 序 論

第二節 ホッブズの「万人の万人に対する闘争状態」

第三節 「万人の万人に対する闘争状態」と「公共財の議論」

第四節 外部性と国家の役割

第五節 結 論

第二章 連邦制の理論―効率性の権限配分への公共選択論的アプローチ―

第一節 はじめに

第二節 「連邦制の原理」(federal principle) と公共財の

概念

第三節 効率的な政治制度としての連邦制

第四節 おわりに

第三章 Federalism の理論的基礎——一つの展望——

第一節 はじめに

第二節 公共財供給主体としての政府

第三節 Federalism の理論的展望

第四節 おわりに

第四章 市場統合と国家間連邦の形成

第一節 はじめに

第二節 市場統合の利益

第三節 国家間連邦の形成

第四節 おわりに

第五章 連邦制と「統合された市場」——効率性の観点から——

第一節 はじめに

第二節 政府と市場のインセンティブ

第三節 連邦制による政府の制限

第四節 連邦制と「統合された市場」

第五節 おわりに

二 本論文の概要

本論文は、連邦制(federalism)という政治システムが

望ましいのはなぜか、またそのための条件はいかなるものかを、公共選択論の方法によって理論的に分析することを意図したものである。この設問から明らかなように本論文は規範的(normative)な分析であるが、その判断の基準を自由(liberty)——権力の抑止——と効率(efficiency)におく。核心部分は第四章と第五章であり、第一章、第二章、第三章はそのための基礎論である。以下はその概要である。

まず、連邦制とは、国家の権限を分割することを指し、それが一国内である場合と国家間である場合の双方を含む意味で用いている。いずれのケースにせよ分析の焦点は、権限の分割が望ましいのはいかなる理由か、を明らかにすることである。権限の分割という以上、国家がその任務を果たす上で権力行使を不可欠の手段とすることを前提としていることになる。しかし、そもそも国家が権力行使を不可欠とするのはなぜかがまずもって問われなくてはならない。これが第一章の主題である。そこで、佐藤君は公共選択論でのこの問題がどう処理されているかをまず述べ、さらに進んで政治学での取り扱いがその一適用事例であると位置付ける。いわば、公共選択論での取り扱いを政治学の従来の取り扱いの一般化であるとしている。その上で、こ

の一般化の定式化そのものに疑問を投げかけ、その再定式化を図っている。

公共選択論によれば、国家は公共財を提供することをその本来の任務とする。ここに公共財とは、(イ)いったんそのサーヴィスが実現するとその実現費用を分担しない人にもただで恩恵が及ぶこと (non-excludability, externality)。(ロ)また、その恩恵は一人一人に等しく全量が行き渡る (non-rivalness)、という二つの性格を持つ。これにより、このサーヴィスの実現に必要な費用分担の際に人々が「ただ乗り」(free-riding)を決め込むため、そのサーヴィスは実現しない。それを実現するには free-riding 防止のための国家による強制 (coercion) が必要、ということになる。

他方、政治学の従来の取り扱いによれば、国家の第一義の任務は「法と秩序」(治安維持と対外防衛)であると考えられているが、この「法と秩序」はまさに公共財である、というのが公共選択論の立場である。したがって、その実現に国家の権力——free-rider 防止のための——が必要とされる、というのであって、これがいわゆる Public Goods Argument である。もとより「法と秩序」のみが公共財ではないのであって、この他に社会的基盤整備や今日でい

う環境保全等も公共財に入る。そうである以上、これらはすべからず国家の権力行使によってその実現が図られるべきである。この意味でいわゆる古典的な国家論は、この種の Public Goods Argument の一適用事例である、と佐藤君は位置付ける。

問題は Public Goods Argument の論理において、free-riders をもたらす上に決定的 (crucial) に効いてくる前提は公共財の二つの性格のうちの二つ、non-excludability あるいは externality であり、non-rivalness ではないということ、したがって政府の強制力によって free-riders を防止することは公共選択論という外部性の内部化 (internalization) に他ならない、これが佐藤君の主張である。論旨は明快であり、かつ説得力がある。

第二章は、連邦制の基本定理の吟味とその限界の指摘である。そもそも公共財については、便益が及ぶ範囲が地域に限定される地方公共財 (local public goods) がある。例えば消防、灯台、灌漑等のサーヴィスがそれにあたる。第二章の考察の手掛かりは、この地方公共財である。したがって、地方公共財の供給に際しては、公共財である以上やはりその実現に必要な費用分担での free-riders 防止を目的とした「政府」の強制力が必要とされる。問題は、各

地域ごとの公共財を供給するにあたって中央政府からの一元的な権力行使によるべきか、あるいは地域ごとの「政府」による個々別々の権力行使が行われるべきか、である。

このように問題設定をした上で、ティブー (C. Tiebout)、クーパー (R. Cooper) の議論を吟味している。これらは人々の選好の多様性、つまり地方公共財への需要に着目し、それを満たす形で分権的に政府を設定することが効率的である、とする。これはいわゆる機能的連邦制 (functional federalism) の考え方である。この functional federalism の基礎をなす原理がオルソン (M. Olson) とブレトン (A. Breton) の主張する fiscal equivalence の定理である、と佐藤君はしている。この定理によれば、公共財の便益の及ぶ範囲に合わせて、権力行使を行う「政府」をそれぞれに設定することによって効率的な地方公共財の供給が達成できる、というものである。しかしながら、この定理では地方公共財の需要の分布に合わせて「政府」を設定することによって効率的な公共財の供給が実現されるということは証明しているが、「連邦政府」が地方公共財の供給を一元的に行った場合と比較して、それが果たして効率的であるか否かは証明されていない。この、「地方政府」が fiscal equivalence が満たされる形

で地方公共財を供給する方が社会的に見て効率的である、ということを実証したのがオーツ (W. Oates) の「分権化定理」 (decentralization theorem) である。しかしこの定理に関しては、各個人の需要関数について同質性の仮定をおいていることや、さらに、この仮定が満たされないと、各個人レベルで見ただけの場合に効率的な公共財供給が達成されない可能性がある、という限界を佐藤君は指摘している。以上第二章においては、地方公共財の概念を導入した場合に連邦制は公共財の供給に関して効率的であるが、なおオーツの議論に見られるごく理論上の改善の余地が残されていると結論している。この第二章は先行研究の吟味を取り扱っているに過ぎないが、地味ながらも堅実な論述である点が評価できる。

第三章では、オルソンの fiscal equivalence の定理を中心とした連邦制の理論的展望を行っている。オルソンの fiscal equivalence の定理とは第二章でも述べたように、公共財の便益の及ぶ範囲に合わせて人々に費用分担をさせる「政府」をそれぞれに設定することによって、効率的な公共財の供給を行うことができる、というものである。これはすなわち、外部性が発生していない状態である。この定理にしたがえば、灌漑、消防などサーヴィスの恩恵が一

定の地域に限定される公共財を供給するために「地方政府」が形成されるべきであり、さらに、「法と秩序」のようには社会の成員すべてに便益が及ぶようなサーヴィスを供給するためには「連邦政府」が形成されるべきである、ということになる。このように fiscal equivalence の定理にしたがうと、いわゆる functional federalism のモデルが導かれる。そしてこの場合には、「連邦政府」、各「地方政府」はそれぞれ自らの役割を果たすこととなる。しかしこれらは、あくまで青写真の段階の議論である。

問題は、灌漑、消防など地域に限定されたサーヴィスを供給するために「地方政府」を設定した後に、事前の予想とは相違して何らかの不測の技術上の変化のために、公共財の便益の及ぶ範囲と「政府」の管轄の範囲（公共財の費用分担の範囲）との間に乖離が生じてしまったらどうすべきか、ということである。この問題はクーパー、ローゼンバーク (J. Rothenberg) など指摘したところのものであるが、佐藤君のこの問いへの解答は、このズレの是正はまさにそれが一種の公共財（社会の成員すべてにその便益が及ぶ）であることから、「連邦政府」の手によるべきである、ということである。しかしこれは、そもそもこれらどのようなにして「政府」の管轄を決めるべきか、という

本論分の提起した問題に、事後的に発生した問題を対比させる形の議論であり、論述上若干の違和感があることは否めない。

以上は効率性の観点から連邦制のシステムをとるべきである、ということの根拠を明らかにしたものである。ただし、これは政治システムに限定された議論である。これに対し第四章および第五章では、自由と効率性の確保の観点から、連邦制という政治システムと市場という経済システムが不可分な関係にあることを論じたものである。

そもそも市場メカニズムは、国家による統制経済と対置されるものである。統制経済は、国家による集権的意思決定と命令によって経済活動を行うメカニズムである。これに対して市場メカニズムは、分権的意思決定と比較優位の原理に裏打ちされた分業 (division of labor) と交換により、人々の厚生の水準を向上させることを可能とするより自由で効率的なシステムである。したがって、分業の利益を享受するためには、国家による統制をできるだけ小さくし、市場が分担する役割をできるだけ大きくしようということになる。もちろんその前提として、国家の強制力を用いた私有財産権 (private property rights) の規定・施行による「法と秩序」の維持という前提がなければ、市場は

その機能を発揮することはできない、ここに国家の役割がある。もとより、国家がこれ以上の役割を果たそうとする、自由を阻害し効率を低下させる。したがって、「法と

秩序」の維持こそ国家の最低限の、かつ最適の役割である。

以上を踏まえた上で、第四章および第五章ではこの議論を市場統合と国家間連邦の場合に適用する。まず、第四章での議論はこうである。市場が国家の枠を越えて規模を拡大し、分業の範囲を広げるにつれて効率は向上する。つまり、市場を統合すること自体に利益がある。他方、この市場統合の利益を実現するための条件整備として、「貿易を促進する」公共財の供給を実現する必要がある。これはすなわち、商慣習の相違を取り除いたり、情報伝達の基盤を整備したりするなどのサーヴィスが考えられるが、とりわけ各国間における私有財産権の規定・施行の相違を取り除いて共通のものとすると共に、対外的に軍事同盟を形成し、それらの結果として共通の「法と秩序」を実現しなければならぬ。ここに、国家間連邦の形成が必要とされる。ただし、連邦国家（中央政府）の役割は「法と秩序」の実現のための権力行使のみに限定すべきである。換言すると、その分市場経済を活用すべきである、というのが第四章の要旨であるが、連邦国家内の地方政府の権力行使を最小限

にとどめるにはどうしたらよいか、が問題として残る。それへの解答が実は市場統合である、というのが第五章の主張である。

その骨子は、複数の地方政府を互いに競争させる、ということである。問題は、いかにしてその競争を確保するかである。仮に、各地方政府がそれぞれに統制経済を運営するとするならば、これは相互に競争を生むことはない。また、各政府が市場を活用したとしても、その市場が各政府によって分割され、他に対して閉ざされているならば、この場合には政府間の競争はありえない。そうではなくて、これらの市場を統合して単一の市場を形成し、そこへ各地方政府が数ある行動主体の一つとして参加するということにすれば、そこではじめて各政府が相互に競争せざるを得なくなる、ということになる。

具体的には、ある地方政府が厳しい税を企業に課したとするならば、それらの企業は別の政府の管轄領域に逃れるであろう。また、所得税をある地方政府が課すならば、人々は別の政府の管轄領域に逃れることになる。その結果はじめての政府は資源不足、人材不足という不利な状況に陥ることになる。とすると、このような事態を避けるべく、はじめの政府は他の政府に比較して、過度な介入をするこ

とを差し控えることになる。したがって、個々の地方政府がその範囲を広げることなく、その本来なすべき公共財の供給に自己の活動を限定するようになる。これが、「統合された市場」のもたらす機能である。このことは、市場の活用にもつながり、それが一方において効率を、他方において個人に対する政府の干渉の縮小——権力の抑止——にもつながってくる、と佐藤君は指摘する。したがって、連邦制を最大限生かすためには、「統合された市場」が不可欠であるという結論になる。

第四章、第五章で取り上げたこれらの問題に関しては、もとより古くはハイエク (F. Hayek)、近くはワインガスト (B. Weingast) 等の先行研究がある。それらと佐藤君の研究がどこがどう違うか、という点であるが、佐藤君の場合には私有財産権に着眼し、その持つ二つの効果、すなわち効率性の促進と政府の権力抑制を中心にして、体系的な論述を行った点に特色がある。

三 本論文の評価

以上が本論文の概要である。次に総括的な評価を述べる。本論文の評価すべき点は大きく分けて次の三点に集約できる。第一に、規範的な観点から一貫した論述をしていると

いう点である。すなわち、佐藤君は自由——権力の抑止——、効率という基本的な価値の観点を明示して、そこから連邦制の持つ意義について考察をしている。従来の研究は効率性の観点のみ、あるいは自由の観点のみというものがほとんどであったが、佐藤君はこの双方の観点から連邦制を立体的に分析している。その際、双方の観点からの分析に共通の概念として財産権をおいたこと、この点がまず第一に評価できる。昨今では、財産権といえは経済学上の概念とされ、政治学ではこれを等閑視する傾向があるが、財産権が権力基盤 (power base) の一つであることを確認し、これを分析の基礎にいたことは評価されて良い。

第二に、連邦制は政治学上の古くかつ新しい問題であるが、これを市場という経済制度の活用と関係付けて論じた点が評価される。これまでの政治学の議論においては、市場を分析の射程に入れた研究——市場が効率性の促進のみならず、政府からの権力抑制に役割を果たす——はほとんど行われてはいない。その意味で、佐藤君の試みは連邦制の理論分析の展望をいっそう広めることに成功したと評価できる。まことに本研究は、例えば現在のEU等の統合の論理を明らかにする意義ある研究である。

第三に、これらの論述は公共選択論、すなわち外部性や

公共財といった基本概念を用いる方法によっている。したがって、論述がきわめて分析的であり、かつ明確であると評価できる。とりわけ、第一章における外部性に焦点を絞った考察と定式化は、公共選挙論の手法をよく活用した明快な分析である。

ただし、本論文に問題がないわけではない。第三章は展望論文であるが、先行研究の問題を記述しているため、その一部に対し積極的に解答を模索しようとする意欲は認められるものの、論述はやや平板であるとの印象は否めない。また、本論では公平という観点から連邦制のあるべき姿を論じてはいない。さらに政治形態、例えば連邦制と民主主義的なシステムとの関係についても論じていない。しかしながらこれらは共に大きな課題であって、佐藤君が引き続き時間をかけて今後追求すべきものである。連邦制という政治学上の古典的問題を、公共選挙論という新しい手法によって分析した同君の業績は学位に充分値するものと認められる。

以上の理由により、審査員一同は佐藤公俊君に博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与することが適当と判断する。

平成二二年四月二一日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員経済学博士	田中 宏
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	根岸 毅
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	霜野 壽亮